定　　款

株式会社アストロスケールホールディングス

2018年12月20日　組織変更により制定
2018年12月20日　改訂
2019年1月24日　改訂
2019年1月31日　改訂
2019年7月25日　改訂
2020年4月30日　改訂
2020年9月24日　改訂
2021年11月12日　改訂
2022年2月14日　改訂
2022年2月25日　改訂
2022年3月4日　改訂
2022年6月22日　改訂
2022年7月29日　改訂
2023年2月21日　改訂
2023年7月26日　改訂
2024年4月2日　改訂

定　　款

第1章　総　則

第1条　（商　号）

当会社は、株式会社アストロスケールホールディングスと称し、英文では Astroscale Holdings Inc.と表示する。

第2条　（目　的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 小型衛星ならびに宇宙機器等の研究開発事業、宇宙空間の保全事業、及び宇宙利用サービス事業を営む会社等の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること

(2) 前号に附帯する一切の業務

第3条　（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都墨田区に置く。

第4条　（機　関）

当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

第5条　（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　式

第6条　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式の総数は 320,000,000 株とする。

第7条　（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条　（単元未満株式の権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条　（自己株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第10条 （株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条 （株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会の決定により定める株式取扱規程による。

第3章　株主総会

第12条 （基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第13条 （招集の時期）

当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条 （招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。
2. 前項において、代表取締役に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第15条 （決議要件）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第２項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第16条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 （議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第18条 （電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章　取締役及び取締役会

第19条 （員　数）

当会社の取締役は、８名以内とする。

第20条 （選任）

1. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第21条 （任　期）

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了するときまでとする。
3. 増員のため選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了するときまでとする。

第22条 （代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選定する。

第23条 （取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 （招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条 （取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条 （取締役会決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第30条 （取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章　監査役及び監査役会

第31条 （員　数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第32条 （選任）

監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 （任　期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第34条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第35条 （監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必

要があるときは、その期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第36条 （監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条 （監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第38条 （監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条 （監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章　会計監査人

第41条 （選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第42条 （任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第43条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　計　算

第44条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

第45条　（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

第46条　（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第47条 （剰余金の配当金等の除斥期間）

1. 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息はつけない。

附　則

第 1 条（経過措置）

第 18 条（電子提供措置等）は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、第 18 条（電子提供措置等）の効力発生後、本条は削除する。

＜以下余白＞